

RCCM資格試験の実務経験年数短縮について

RCCM資格制度事務局

若手技術者の活躍を支援するため、2019年度のRCCM資格試験より受験に必要な実務経験年数を3年短縮することとします。

学歴と必要な実務経験年数は下記のとおりです。

基準となる学歴	実務経験年数
大学院（修士、前期） ※博士、後期は在学期間を実務経験年数とみなします。但し、RCCM専門技術部門に関係する内容に限ります。 ※大学改革支援・学位授与機構より学位を授与された方も修士と認めます。	修了後5年以上
大 学 ※省庁大学（4年制大学相当）、高等専門学校専攻科を修了された方も学士とみなします。 ※大学改革支援・学位授与機構より学位を授与された方も学士と認めます。 ※放送大学を卒業された方は、卒業の翌年度から実務経験年数を起算してください。	卒業後7年以上
短期大学、高等専門学校 ※2年制の理工系（RCCM専門技術部門の分野に限る）専修学校を卒業した方は短期大学卒業同等と認めます。	卒業後9年以上
高等学校 ※高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定に合格した方も高等学校卒業と認めます。 その場合は合格の翌年度から実務経験年数を起算してください。	卒業後11年以上
中学校	卒業後14年以上

※放送大学、夜間部に在学中の実務経験は実務経験年数に含めません。

以 上